流山市農業委員会平成22年第10回総会議事録

平成22年10月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成22年第10回総会議事録

1	期上	1	半风	22年	10月	25日(月)							
2	場の	fi	流山	流山市役所 3 0 5 会議室										
3	議長名	3	高市	正義										
4	出席才	1 1	1番番番番番番番番番番	水中根須渋秋野村本郷谷間	英夫 辰夫 髙義 侃	1	5番 7番 9番 1番 3番	大作 小林 水代 戸部	啓司 源房 勇					
5	欠席쿃	を員(1	-	藤井	俊行									
6	書記名	3	副主	查	岡田	敏夫								
7	事務局	5		長 長 補佐	吉田	勝実								
8	会議目	ョ次												
((1)議系 2)議系	₹第42 ₹第43 ₹第44	3号 1号	農用地 農地法	利用集和 の規定	漬計画の こ基づく	決定 許可	につい を要し	ハて いない土	地の証	明願に	用) ついて… について	Z	
(5)議第	ミ第46										について		
	6)議第													
(7)議第	業第48												
•	8)報告													
(10) 対	设告第2	26号	専決	処理の執	報告につ	いて						. 2 1	

開会 午後3時01分

高市議長 皆さん今日は。大変陽気も秋めいてまいりまして、十分身体には 気を付けていただきたいと思います。また、今年は大分暑かった時期がござ いまして、蒔き物も一緒になってしまったような感じを受けておりますが、 今後の農作業には十分注意していただきたいと思います。

それでは、ただ今から平成22年第10回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。13番、石井委員、14番、大塚委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名をいたします。本日の会議の書記として岡田副主査を任命いたします。

次に本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いた だきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件といたしましては、議案第42号の「農地法第5条の規定による許可申請について」から、議案第48号の「平成23年度流山市農業施策について(建議)」までの7議案について、御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第24号の「時効取得を原因とする農地について」から、報告第26号の「専決処理の報告について」までの3項目について御報告させていただきたいと存じます。

以上でございます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

高市議長 それでは、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページでございます。 議案第42号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成22年10月25日提出

流山市農業委員会長高市正義

今月の5条許可申請は、恒久転用によるものが1件でございます。

初めに権利者でございますが、権利者は東京都渋谷区に住所を置く医療法人財団でございまして、本市内におきましても病院や付属診療所などを設置し、各種医療事業を行っている法人でございます。

次に申請地ですが、申請地は流山市下花輪の畑、1筆、申請面積は272 ㎡でございまして、農地区分につきましては、第2種農地と判断いたしました。

転用目的につきましては、病院への来院者用の駐車場用地とするものでございます。

議案案内図は1ページと2ページでございます。

以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」 御報告いたします。

本案については、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

初めに、転用目的につきましては、来院者の駐車場を増設するものでありました。

最初に申請者でありますが、権利者は、平成5年に東京都渋谷区に医療法人財団を設立し、流山市内でも、昭和57年から、病院・付属診療所・在宅介護支援センター等を開設し、医療事業等を行っている医療法人であります。

今回の申請理由でございますが、昭和57年の開院時に、来院者のための駐車場として330台を整備し、平成16年には72台分の駐車場用地を確保して、約400台の車両が駐車可能としたところであります。しかし、1日に約1,000名を超える患者数があり、年々増加しているとのことであり、常時駐車場が満車の状況となり、来院者及び周辺の方に対し支障をきたしているとのことでございました。

このことから、駐車場整備について調査委託を行ったところ、病院の規模からして約600台分が必要であると調査結果が報告されました。よって、

病院の周辺で駐車場用地を探していたところ、駐車場に隣接する土地所有者から駐車場用地として提供していただけることとなったことから、当該地を 選定し、今回の申請に至ったとのことでありました。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、病院の北側に隣接し、周囲には、北千葉浄水場、クリーンセンター、農地、宅地となっており、住宅地が連たんしている区域に隣接する農地の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、利用計画でございますが、既存駐車場東側の万年塀の一部を撤去し、 駐車場内は砂利敷きとし、8台分のスペースを確保し、車止めは単管パイプ を設置するものでございます。

次に、周辺農地への被害防除対策といたしましては、雨水排水は砂利敷きのため自然地下浸透式とし、敷地内で対応するとのことでございました。また、外灯の設置は、農作物に影響を与えることから、設置はしないとのことでありました。

また、隣接する農地所有者への事業説明も行っており、特に意見などはなかったとのことでございました。

次に、資金計画につきましては、土地取得費が939万円で整地費が12 1万8千円で、全額自己資金で賄うとのことでございます。

金融機関発行の残高証明書が添付されておりました。

最後に、他法令は特に該当はございません。

以上、関係者からのヒアリングや現地調査、また、これらのことをもとに、 農地法第5条の許可基準となっている、「立地基準」や申請目的実現の確実性、 周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」また、 申請面積は妥当かなどの「転用目的別の基準」などから審査を行ったところ、 本案につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

11番(戸部委員)この医療法人、必要な台数は600台ですよね。しかし今回買ったのは8台分ですよね。これ差が随分あるようですけれども、この辺に対する見解はあるんでしょうか。

それからもう一つは、これ以降ですね、どういう形で駐車場確保を考えて いるのか分かりましたら。

小林委員長 まず1点目でございますが、土地の確保が非常に難しい、厳しいということで、立体駐車場の設置も検討されたようでございますが、費用

対効果を考えると非常に難しい、厳しいということで、今、場内が満車時は 巡回バスを使って対応しているということでございました。

それから、今後の拡張計画ですが、土地確保が非常に厳しい、周囲の土地がお寺の土地であったりだとか、なかなか拡張が難しい面があるということでございました。

1 1 番 (戸部委員) 脇に田圃がありますよね。そちらに拡張したら幾らでもできるのではないですか。厳しいと言っておられるようですけれども、病院に対する偏見かなんかで厳しいと言っているんではないんですか。

吉田次長 今、戸部委員さんの御質問で田圃の方もあるんではないかというお話しでございますが、田の区域になりますと土地改良区域内に入っているかとも思いますが、第1種農地ということで農地転用が困難な点もございます。

11番(戸部委員)今度農地法が改正されて、10ヘクタールまでは第1種 農地ということで、田圃となると農地転用が難しい、申請地側で用地を確保 しなければならないということですが、こちら側でもお寺の土地とかの問題 があって土地の確保が難しいということですかね。

11番(戸部委員)病院の南側はね、江戸川新橋の問題があるから駐車場に貸せないよね。分かりました。

高市議長ほかに御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第42号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第42号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」を議 題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。吉田次 長。

吉田次長 議案書の2ページを開いていただきたいと思います。

議案第43号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成22年10月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月は、新規によるものが2件、更新によるものが2件でございました。

初めに1番でございますが、利用権を設定しようとする土地は、流山市下 花輪の田、1筆、942㎡でございます。

議案案内図は3ページでございます。

次に、2番でございますが、利用権を設定しようとする土地は、流山市平 方の田、2筆、1,030㎡でございます。

議案案内図は4ページでございます。

次に、議案書の3ページを御覧ください。

3番でございますが、利用権を設定しようとする土地は、流山市野々下2丁目の畑、1筆、889㎡でございます。

議案案内図は5ページでございます。

次に、4番でございますが、利用権を設定しようとする土地は、流山市西 深井の田、2筆、862㎡でございます。

議案案内図は6ページでございます。

以上、合計、4件、6筆、3,723㎡でございます。

引き続き、新規の掘り起こし並びに更新につきまして、御尽力をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。 小林委員長。

小林委員長 議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規によるものが2件、更新によるものが2件であります。 最初に新規の1番でありますが、権利者の職業は農業で年齢は78歳でありました。また、営農状況については、耕作面積が約1.8ヘクタールで、 農業従事者は権利者を含めまして3名であります。

次に現地の状況ですが、対象農地は水田のため現在は水稲の刈入れが終わった状況でありました。

本件については、賃借料は物納で3年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、2番でありますが、権利者の職業は、兼農で年齢は62歳でありました。また、営農業状況については、耕作面積が約0.3ヘクタールで、農業従事者は、権利者を含め2名であります。

現地の状況ですが、対象農地は水田のため、現在は水稲の刈入れが終わっ

た状況でありました。

本件については、使用貸借で3年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

使用貸借の理由につきましては、義務者が高齢で、耕作が困難となったことから、経営規模の縮小を図るためであり、日頃、権利者が所有している田植機等の農機具を無償で借用していることから、賃料と相殺するものであります。

次に、更新の3番でありますが、権利者の職業は農業で年齢は59歳でありました。また、営農状況については、耕作面積が約1.3ヘクタールで、 農業従事者は権利者を含め2名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地は畑で、インゲン豆の収穫後でありま した。また、一部では里芋が作付けされている状況でございました。

本件については、今年で貸借期間が満了となるため、引続き3年間の貸借 を継続するため更新をしようとするものでありました。

次に、4番でありますが、権利者の職業は兼農で年齢は70歳でありました。また、営農状況については、耕作面積が約2.7ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3名であります。

現地の状況ですが、対象農地は水田のため現在は水稲の刈入れが終わった 状況でありました。

本件については、今年で貸借期間が満了となるため、引続き3年間の貸借 を継続するため更新をしようとするものでありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、 従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして おります。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に 達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 ありがとうございました。

なお、本案のうち4番については、吉田委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、吉田委員に退席を願い、先に審議いたします。

吉田委員の退席を求めます。

(吉田委員退席)

これより、本案のうち4番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり。)

質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第43号のうち4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第43号のうち4番については、原案のとおり決定いたしま した。

吉田委員の除斥を解きます。

(吉田委員入室)

次に、本案のうち1番から3番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いします。

(なしの声あり。)

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第43号のうち1番から3番について、原案のとおり決定することに 賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第43号のうち1番から3番については、原案のとおり決定 いたしました。

高市議長 次に、議案第44号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地 の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の5ページをお開きください。

議案第44号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。 平成22年10月25日提出

流山市農業委員会長高市正義

初めに、申請地でございますが、申請地は流山市下花輪にございます、登記簿地目が畑、現況地目は山林、1筆で93㎡でございます。

今回、土地の地目変更登記申請をするため、証明願いがあったものでございます。

議案案内図は1ページでございます。

以上でございます。

高市議長以上をもって、議案の説明が終わりました。

本 案 に つ い て、担 当 委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。 小 林 委 員 長。

小林委員長 議案第44号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、審議に先立ちまして現地調査を行っております。

最初に、申請地の状況でありますが、東葛病院の北側駐車場に隣接している土地で、地目は畑となっております。昭和32年に申請者が相続を受けたときには山林の状況であり、現在に至っているとのことでございます。

なお、今回の申請書の提出にあたっては、平成元年に撮影された航空写真 と固定資産評価証明書が添付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、今から20年以上は、山林として使用していたことが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第44号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第44号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第45号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用 状況の確認について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第45号

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認を次のとおりとする。 平成22年10月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月は、2件でございます。

初めに1番でございますが、相続税の納税猶予の特例を受けている土地に

つきましては、流山市東深井にございます畑、1筆、1,332㎡でございます。

議案案内図は7ページでございます。

次に、2番でございますが、相続税の納税猶予の特例を受けている土地に つきましては、流山市東深井にございます畑、1筆、1,123㎡でござい ます。

議案案内図は同じく7ページでございます。

以上でございます。

高市議長以上をもって、議案の説明が終わりました。

本 案 に つ い て、担 当 委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。 小 林 委 員 長。

小林委員長 議案第45号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」御報告いたします。

本件につきましては、相続税の納税猶予の適用を受けてから20年を迎えることから、この適用農地の利用状況の確認について松戸税務署から依頼があったものでありまして、今回は2件の現地調査を実施し、審議を行いました。

現地の状況でありますが、1番の農地につきましては、大根、里芋、落花生が作付けされておりました。

次に、2番の農地につきましても、耕起が行われており、一部にホウレン ソウが作付けされておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、全会一致をもって、自ら所有し、自ら農地として使用していることから、現況地目どおりとして回答するという結論に達しました。

以上でございます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第45号について、原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第45号については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第46号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の7ページでございます。

議案第46号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について 生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理 に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成22年10月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月の証明願は、1件でございます。

初めに、申請地でございますが、申請地は、流山市三輪野山4丁目の畑、 1筆で595㎡でございます。

買取り申出事由の生じた方は、亡くなるまでは世帯主であった方でございまして、申請者から見ますと夫または父親にあたる関係にございます。

買取り申出事由が生じた日につきましては、平成22年3月31日でございます。

議案案内図は8ページでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本 案 に つ い て、担 当 委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。 小 林 委 員 長。

小林委員長 議案第46号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての 証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

まず、申請地の状況ですが、現地では、耕起が行われており、一部には里 芋が作付けされておりました。

申請理由でございますが、今まで夫が主となり農業を行っておりましたが、 平成22年3月に78歳で亡くなられたものであります。

現在は、53歳の会社員の長男が、休みの日に草刈り程度を行い、79歳の母親は、高齢であり、足や体の調子も悪く、今までのように農業に従事できる状態ではありませんとのことでした。

申請地の周辺は、土地区画整理地域内にあり、昨年までは、ほうれん草、 枝豆などを作付けしていたとのことでした。

最後に、今後の土地の利用計画についてお聞きしましたが、まだ決まって

おらず、今後家族で話し合って決めていくとのことでした。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第46号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第46号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第47号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会 について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の8ページでございます。

議案第47号

地目変更登記申請に係る登記官からの照会について

地目変更登記申請に係る登記官からの照会が次のとおりあったので、意見 を求める。

平成22年10月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

照会のありました土地は、流山市駒木台にある農地2筆で、660㎡の土地でございまして、この土地の登記簿地目は田でございます。

本件につきましては、この登記簿地目を田から雑種地に地目変更をするため千葉地方法務局松戸支局に地目変更登記申請が提出されたものでございますが、農地転用に関する許可書等が添付されていないため、法務局から照会があったものでございます。

なお、この照会に対する農業委員会の回答項目といたしましては、大きく 分けて3項目がございます。

- 一点目としては、農地転用の許可等を受けているかどうか。
- 二点目といたしましては、現況は農地であるのか、または、非農地であるのか。

三点目といたしましては、許可を得ないで非農地に変更している時は、原 状回復命令が発せられる見込みがあるか、ないか。

について回答をするものでございます。

議案案内図につきましては、10ページでございます。

以上でございます。

高市議長以上をもって、議案の説明が終わりました。

本 案 に つ い て、担 当 委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。 小 林 委 員 長。

小林委員長 議案第47号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」御報告いたします。

本案につきましても、審議に先立ちまして現地調査を行っております。

本案については、登記簿上の地目が農地である土地を農地以外への地目変更登記の取り扱いに関し、農地法の転用許可又は農地に該当しない旨の証明証が添付されていないものについて法務局から照会があったものでございます。

初めに申請地の状況でありますが、申請地は駒木台にあります柏の葉北総病院の北約200メートルに位置しており、登記簿地目は田となっております。現況地目は雑種地であります。

申請者は、長年にわたり、農地を資材置場等として使用していることから、 今回、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、土地の地目変更登記 申請を行うものでございます。

現地の状況につきましては、資材置場、従業員及び資材搬送用車両の駐車場として使用されておりました。

しかし、資材置場として使用されている土地については、平成16年8月に農地法第5条転用許可申請が提出され、同年9月に資材置場として許可したものでありました。

駐車場として使用されている土地については、転用許可申請は提出されて おりません。

このことから、登記官から照会がありました一点目の「転用許可等の有無」 については、資材置場として使用している土地については転用許可等『有』 で報告することで意見が一致いたしました。

駐車場として使用している土地については転用許可等については『無』で回答し、「現況地目の確認」については、『非農地として回答』することで意見が一致いたしました。

また、申請地の農地法による農地区分についてでございますが、周辺は、柏の葉公園、県民プラザ等の公共施設、東京大学キャンパス、柏の葉北総病

院等が集中しており、農地、住宅等が連たんしている区域に隣接する農地の 区域内にある農地であることから第2種農地に該当すると判断いたしました。 このため、二点目の「原状回復命令の有無」については、『原状回復命令は 行わないとして回答』することで意見が一致いたしました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。 高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

3番(坂巻委員)私、第2小委員会でも前にこれに類する案件があったと思うんですが、ちょっと難しくて分からないんですが、資材置き場は許可有りで、駐車場は許可が無いということでありますので、地目の変更はされてないと捉えていいのか、それは何故この申請者がしなければならないのか、税制の問題とか、登記官から照会があったということは申請者から何らかのこの土地に対するアクションがあったので登記官の方から照会があったのか、よく分かりませんので、噛み砕いて教えていただければありがたいと思います。

池田局長 本案につきましては、不動産登記法と農地法の両方が係わっている問題でございます。申請者は不動産登記法に係る地目変更登記申請を農地転用よりも先に法務局の方に行ってしまったものでございます。そういたしますと法務局は、農地法の問題がありますので、農地法の取り扱いはどうなっているのか、双方協議することになっておりますが、地目変更登記申請が先に出てしまっているものですから、法務局では不動産登記法に基づき審査を行うことになりますが、農地法が関連するものですから地元の農業委員会に照会をすることになったものでございます。それについては昭和56年に法務省と農林省の間で取り決めた取扱事項がございまして、登記官は、農地転用に関する許可書等が添付されていない地目変更登記申請については、農業委員会の回答を待って処理することとされており、この回答は2週間以内にしなければならないということになっております。このため、今回その調整を行っているところでございます。

3番(坂巻委員)ということは、申請者からこの資材置場と駐車場について 地目変更登記申請があったということですね。

池田局長 地目変更登記は、農業委員会の農地転用許可が出ていなければ、原則法務局でも出来ないんですね。出来ないんですけれども、地目変更登記申請が先に出てしまったものですから、法務局では審査をしなければならないことになりまして、農地転用の許可書が添付されていないんだけれども、地元農業委員会では現地をどのように把握をしているのかという照会が法務局から来たものでございます。農業委員会で現地を調査したところ、既にそ

こは非農地になっていたわけでございますが、本来ならば農地転用許可を取っていないわけですので原状回復命令をしなければならないわけですが、この農地区分は第2種農地に該当しますので、適正な申請があれば許可になる可能性がある農地でありますので、農業委員会といたしましては第2種農地でございますので、原状回復命令を出す予定はございませんという回答をしたいというものでございます。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第47号について、委員長報告のとおり、一点目の転用許可の有無については、資材置場として使用している土地については、転用許可有りで報告し、駐車場として使用している土地については、転用許可無しで、現況地目の確認は非農地、また、二点目の原状回復命令については行わない旨回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第47号については、その旨回答することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第48号「平成23年度流山市農業施策について(建議)」を議題といたします。

議案の朗読を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の9ページでございます。

議案48号

平成23年度流山市農業施策について(建議)

農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定により、平成23年度流山 市農業施策について別紙のとおり建議する。

平成22年10月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

皆様のお手元に配布させていただきました、平成23年度流山市農業施策について(建議)(案)を御覧いただきたいと思います。

こちらについて、朗読させていただきます。

平成23年度流山市農業施策に関する建議(案)

- 1 都市との調和のとれた農業振興について
- (1)農業公園の設置や市民農園の拡充を図り、農家と市民との協働型農業の 展開を図られたい。
- (2)農地は都市の緑地の大切な一部となっていることから、市と住民が一体

となって農地の保護を図られたい。

- (3)市街化区域内農地保全のため、現在、生産緑地の指定を受けていない農地についても追加指定を認めるよう考慮されたい。
- 2 生産基盤の整備について
- (1)不耕作地の解消を目指し、意欲ある農業者・企業に農用地の利用集積を 積極的に行う必要がある。そこで、奨励金の充実を図るとともに、新たに 創設された農地利用集積円滑化事業の推進を積極的に図られたい。
- (2)新規農業者を積極的に受け入れるため、「農業訓練所・一定の農地の確保・ 農機具の貸与・住まいの確保」等の計画を策定し、農業関係機関とも連携 を図りながら早急な実施を図られたい。
- (3)未舗装の農道については早急に整備されたい。
- 3 生産流通体制の整備について
- (1)本市農業の振興を図るため、東葛地域の拠点となりうる「農産物販売所・ 観光農園・レストラン・加工所・体験農園等」の建設を段階的に図られたい。
- (2)本市農業を推進するため、市内企業が開発した先進的冷凍技術を活用し、 「流山農産物を使った学校給食・買い物に行けない高齢者世帯への宅配」 等の計画と実施を早急に図られたい。
- 4 市民とのふれあい農業の推進について
- (1)本市小中学校に流山産の米・野菜の積極的な導入を図るとともに、農業体験を通じて「種まきから収穫及び食」までを学べる学校農園の創設を全校に拡大されたい。
- (2)都市住民に農業についての理解を深めてもらうため、商工会議所・農協等と連携して産業まつりや各種イベントに取り組み、地産地消のPR及び販売促進を積極的に展開されたい。
- 5 生産環境の改善について
- (1)本市農業は、住宅地と近接しているため、農産物の盗難・ペットの侵入 及び不法投棄等が頻発している。これらを防止するため、市民への啓発を はじめ警察・防犯パトロール隊及び不法投棄パトロール隊への協力要請を 図られたい。
- (2)本市の農地は、農業従事者の高齢化や都市化により荒廃化が進みつつあるため、耕作可能地域を明確化し再整備を積極的に図られたい。合わせて本市所有の青道の草刈り・有効活用を図られたい。
- (3)近年、農地に隣接しての宅地化が急速に進む中、農業者は近隣住民との 調和を図りながら都市農業の継続に努めているところであるが、農作業に 係る農薬の散布や農機具の使用、稲わらの焼却処理などに伴う苦情が近隣

住民から寄せられている現状にある。

このことから、広く住民に農業と農作業に必要な過程を理解してもらう ための周知方法を検討されたい。

- (4)新川耕地保全の一環として、一級河川の今上落川の浚渫と草刈りを強く 県に申し入れたい。
- 6 地域共生農業の推進について
- (1)市街地における農地は、緑地空間の保全及び災害時の避難場所確保の観点から必要であり、本市地域防災計画に位置付けし、保全されたい。
- (2)本市で作付けしなくなった「小麦・大豆・こんにゃくの生産」を復活させ、地元産の「パン・味噌・豆腐・こんにゃく」に加工し、学校給食・市民に供給することにより、「新たな産業の育成・地元産の安全・安心な食料」の供給について、市民が共通認識を醸成できる環境を育成されたい。
- 7 新川耕地活性化の促進について
- (1)新川耕地は、新川承水路及び今上落川の整備が不十分なため、大雨のたびに道路が冠水し、耕作に甚大な影響を与えている。

このため、両河川の早急な整備をはじめ抜本的な調整池・道路・水路の整備を実施されたい。

- (2)新川耕地の開発は、農産物の販売所・観光農園・体験農園を拠点に、新川耕地斜面林~利根運河~江戸川の観光及びホットプラザのお風呂・軽スポーツ・防災(スーパー堤防)・環境(クリーンセンター)が楽しめる一大スポットとして、常磐道の利便性を生かし計画的な整備を図られたい。
- (3)旧松戸・野田有料道路の交通量が増加し、農機での横断に支障が生じているため、信号機の設置等の安全対策を図られたい。
- (4)水稲の安定的再生産を図るため、米の生産調整に関連させない市独自の 所得補償政策を実施されたい。
- 8 その他
- (1)女性農業者の一段の能力向上と組織化を図るため、先進地視察、パソコンの研修及び農産物販売所建設に向けた組織化や加工食品の研修等、より 一層の支援体制の強化を図られたい。

建議案につきましては、以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の朗読が終わりました。

本案について、総合農政検討委員会委員長から報告を求めます。 戸部委員長。

戸部委員長 議案第48号「平成23年度流山市農業施策について(建議)」の御報告をいたします。

本案につきましては、前回の総会におきまして御報告いたしましたとおり、

総合農政検討委員会を2回にわたり開催し、検討を行ってまいりました。

今回の建議(案)の策定にあたりましては、平成12年度に策定され平成32年度を目標とした「流山市総合計画」が折り返し点を迎え、本年度からは、新たな10年間の流山市の方針を示した「流山市後期基本計画」がスタートしております。

その中で、農業の分野につきましては、「都市との調和のとれた農業振興」など、7項目の個別施策が掲げられております。

このことから、委員の皆様からは、この個別施策に沿った御要望として、 全83項目のご要望をお寄せいただきましたので、これを基に、案の策定を 進めてまいりました。

また、策定にあたりましては、昨年施行された改正農地法の趣旨も踏まえまして、「耕作放棄地の解消」や「農地の流動化」また、「新規就農者の確保」など。

更には、都市化が急速に進み、流山市が抱えている「都市農業の継続のための課題や方策」を念頭に慎重に検討を重ねてまいりました。 その結果、「平成23年度の流山市農業施策について」は、ただいま事 務局から提案のありましたとおり、建議することに決定いたしました。 以上で、総合農政検討委員会における御報告を終わらせていただきます。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

よろしくお願いいたします。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いします。

(なしの声あり)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第48号について、原案のとおり、建議することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第48号は、原案のとおり建議することに決定いたしました。

高市議長 次に、報告第24号「時効取得を原因とする農地について」報告 を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第24号

時効取得を原因とする農地について

農地の時効取得に係る登記申請の通知があったので、次のとおり報告する。 平成22年10月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

法務局から時効取得を行った旨の通知のありました土地は、流山市平方の畑、2件でございます。

農地面積はそれぞれ112㎡でございます。

取得時効完成の要件といたしましては、20年間自分のものという所有の 意思を以って他人の土地を占有し、また、平穏かつ公然と他人の土地を占有 している場合が時効完成の要件となっております。

本件につきましては、この時効要件が整っていることから、法務局では所有権移転登記を行い、この登記が完了した旨の通知が法務局からあったものでございまして、時効取得を原因とする場合には、農地法の規制対象外となっているものでございます。

議案案内図につきましては、9ページでございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら 承ります。

3番(坂巻委員)時効取得についてもう少し詳しく説明して下さい。

吉田次長 農地の所有権など権利を移転する場合は、基本的に農地法に基づく許可なり届出などの手続きがされていませんとその移動はできないことになっております。ただし、農地法の規制対象外といたしまして、主なものといたしましては相続とかございますが、それと並んで今回の時効取得というものも農地法の規制対象外となっておりまして、農地法の許可書等が無くても時効ということが認められれば所有権移転登記ができるということでございます。今回のケースにつきましても、20年以上ですね、お互いに平穏に自分のものだという認識の下に、周りとのトラブルもなく所有し、使用していたということで、今回登記申請を行ったということでございます。

このため、法務局から通知があったものでございます。

3番(坂巻委員)これは、お名前が同じですけれども、兄弟であるとか親族とか、そういう中で発生していることなんでしょうか。

吉田次長 こちらに申請があったものであればその辺もお聞きしたいことがあるんですが、今回は法務局からの通知ということでございますので、お互いの関係につきましては把握してございません。

池田局長 民法の規定にですね、時効取得という項目がありまして、20年間、所有の意思をもって平穏かつ公然に他人の物を占有することによって所有権を時効により取得できるというものでございます。この方々はお互いに、それぞれの土地を長い間自分のものとして使っていたというものでございます。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。 (なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第25号「平成22年度流山市利用状況調査について」 報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の11ページでございます。

報告第24号

平成22年度流山市利用状況調査について

農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定により、平成22年度流山市利用状況調査について別紙のとおり報告する。

平成22年10月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

このことにつきましては、昨年12月、農地法の改正がございまして、既に御案内のとおり、農業委員会といたしましては、8つの新たな役割が加えられたところでございます。

その中の一つとして、農地法第30条第1項の中で、農業委員会は毎年1回農地の利用の状況につきましても調査の実施が義務付けられたところでございまして、本市におきましても、農業委員の皆様の御協力をいただきながら、お手元に農地利用状況調査タイムスケジュールを配布させていただいておりますが、これによりまして、これを実施させていただきたいと考えております。

なお、調査実施にあたりましては、法律の中では、全農地が調査対象となっておりますが、今年度は、利用状況調査が義務付けられての初年度ということもありまして、調査の実施方法や実施手順などの国・県からの提示がなかなか出てこなかったことなどもございました。

ここで、この調査の結果を来年1月までに報告するよう国からの通知もございましたことから、委員の皆様にはお忙しい中、急なお願いで大変恐縮ではございますが、御理解いただきましてこれを実施させていただきたいと考えております。

次に、調査の概要でございますが、全農地が調査対象とはなってはおりますが、まずは流山市の第1種農地となっております新川耕地区域から、

その中でも、平成20年に農政課と農業委員会で耕作放棄地調査を実施しておりますが、この「耕作放棄地全体調査」で、緑色に色付けされた農地、これは「人力・農業用機械で草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能な農地」でございますが、これと、黄色に色付けされた農地、これは

「草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき農地」でございまして、合計で約12.5 ha、これは、昨年策定いたしました農業委員会活動計画の中で「耕作放棄地の解消目標面積」としている部分と重なりますので、これを本年度は調査をしてまいりたいと考えております。

次に、調査方法でございますが、調査に当たりましては班を分けさせていただきたいと思います。その構成につきましては、現在、毎月3小委員会で現地調査を行っている訳でございますが、その小委員会単位で分けさせていただきまして調査をしていただければと思っております。

また、調査に当たりましては、午前中に現地調査を行っていただいて、昼食を挟んで午後にその結果を踏まえた検討をしていただければと思っております。

調査後の結果につきましては、本来であれば不耕作者には、指導して、勧告という手順になろうかとおもいますが、いきなり勧告ということではいかがなものかということもございますので、まずは段階的に事務局の方で適正な管理、それから耕作の指導を行っていきたいと、併せて、どうしても耕作できない方に対しては何方かに貸付けを指導し、貸付を希望する方には、利用集積事業へ誘導いたしまして、耕作放棄地の解消に役立てて行きたいと考えております。

耕作放棄地の調査につきましては、今まで農政課が主体となっておりましたが、法律改正によりまして農政課から農業委員会へ移った経緯もございます。また、農業委員会の適正な事務実施ということで国からの通知もございまして、農業委員会の目に見える活動の一つとしてですね、お忙しい中、大変申し訳ございませんが、別紙農地利用状況調査タイムスケジュールに基づきまして、本年度の利用状況調査を実施させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら 承ります。

13番(石井委員)その場合、管理転作はどうなるんでしょうか。西深井に多いと思うんですが。休耕対策で草刈りを行っているところについては。吉田次長 管理転作につきましては、制度に基づいて行われているものですので、耕作されている方と同様と判断してよろしいかと思います。高市議長 ほかに。

11番(戸部委員)今回は西深井地区を中心に行われるということなんだけれども、そのほかの地区はどういう形になるんでしょうか。今後。

吉田次長 ほかの地区の関係でございますけれども、先ほど冒頭に申し上げましたが、これからは農地法に基づき、毎年農業委員会は農地の利用状況の調査を行いなさいということになってまいりました。対象は全農地でございます。毎年全農地を対象に調査ができればよろしいんですけれども、なかなか人員的にも難しい面がございます。まずは重点的に新川耕地を対象にさせていただいたところでございます。これから来年、再来年と調査を行ってまいりますので、新川耕地以外の農地につきましては来年以降に実施してまいりたいと思っております。

1番(水野委員)この調査はこの先、1月、2月にもあるんでしょうか。 吉田次長 今年度はこれだけでございます。

高市議長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

(なしの声あり)

高市議長 次に、報告第26号「専決処理の報告について」報告を求めます。 吉田次長

吉田次長 議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

報告第26号 専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規定第7条第1項の規定により、次のとおり専決 処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年10月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

最初に、1番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。 これは先月の9月分でございまして、11件の届出がございました。

いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳といたしましては、住宅用地が6件、店舗が1件、 倉庫が1件、公衆用道路が2件、通路・駐車場・ゴミ置場とするものが1件 でございました。

以上、11件、19筆、5,032.54㎡、地目別の内訳といたしましては、田、6筆、1,888㎡、畑、13筆、3,144.54㎡でございました。

次に議案書の14ページをお開きください。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こち

らも先月の9月分でございまして、全部で10件の届出がございました。

内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳といたしましては、売買が8件、贈与が2件で ございました。

また、転用目的別といたしましては、住宅用地が8件、駐車場が1件、資材置場が1件でございました。

以上、10件、16筆、6,192.89㎡、

内訳は田が3筆1,181.32㎡、畑が13筆、5,011.57㎡でございました。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら 承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて 議了いたしました。

これをもって、平成22年第10回流山市農業委員会総会を終了いたします。

長時間の慎重審議をいただきありがとうございました。 閉会 午後4時25分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。 平成22年10月25日

流山市農業委員会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 石井 勇

流山市農業委員会委員 大塚 侃